

2 条例の構成と概要

協働のまちづくり推進条例は、前文と8つの章、23の条文で構成されています。

この条例では、協働のまちづくりの基本理念と基本原則、協働の主体となる市民や市などの役割や市民参加による協働の推進のための仕組みなどについて明らかにするとともに、地域コミュニティの活性化と市民活動の促進による住民主体のまちづくりのルールなどが定められています。

前文

この条例が制定された背景や協働のまちづくりの必要性、まちづくりに対する市民の思いなどが述べられています。

第1章 総則

第1条 目的 この条例の制定の目的を定めています。

第2条 定義 この条例で使用している重要な言葉の意味を定めています。

第3条 基本原則 協働のまちづくりを進めていくうえで重要となる4つの基本原則を定めています。

- ・ 対等の原則
- ・ 相互理解の原則
- ・ 情報共有の原則
- ・ 市民参加の原則

第2章 市民の役割

第4条 市民の役割 協働のまちづくりにおいて市民が担う役割を定めています。

第3章 市の役割

第5条 行財政運営 協働のまちづくりにおいて市が取り組むべき行財政運営のあり方について定めています。

第6条 職員の意識及び能力の向上 協働のまちづくりにおける職員の意識や能力向上を図るために、市や職員が担う役割について定めています。

第4章 協働の推進

第7条 情報の共有 市民と市とのまちづくりに関する情報共有のあり方について定めています。

第8条 市の説明責任 市民に対する市の説明責任と応答責任について定めています。

第9条 市民参加の機会の確保 開かれた行財政運営に向けた市民参加の機会の確保について定めています。

第10条 市民参加の対象 協働のまちづくりに係る市民参加の対象範囲について定めています。

第11条 市民参加の方法 アンケート調査など市民参加の具体的な方法について定めています。

第12条 市民参加の公表 市民参加の実施内容の公表について定めています。

第5章 地域コミュニティの活性化

第13条 地域コミュニティの活性化を図るために地域コミュニティ組織が担う役割について定めています。

第15条 地域コミュニティ組織に対する市の支援について定めています。

第14条 地域コミュニティ組織の活動への市民の参加・協力について定めています。

第16条 事業者の地域コミュニティへの参加・協力などについて定めています。

第17条 地域活動を担う人材と地域社会を担う次世代の育成について定めています。

第6章 市民活動の促進

第18条 市民活動の促進を図るうえで市民活動団体が担う役割について定めています。

第19条 市民活動団体への市の支援について定めています。

第7章 条例の位置付け及び見直し等

第20条 条例の位置付け この条例が協働のまちづくりの基本原則であることを定めています。

第21条 条例の見直し この条例の見直しの仕組みについて定めています。

第22条 附属機関の設置 この条例の運用状況の評価の仕組みについて定めています。

第8章 雑則

第23条 委任